

# 会津若松市工事成績評定要領の運用基準

## 第2条関係（評定の対象）

1) 契約金額が130万円以下の工事及び下記に該当する工事については、工事成績評定の対象より除外する。

ただし、検査結果報告は第3評定者（検査員）が会津若松市建設工事検査実施要綱第13条に基づく検査調書（会津若松市財務規則第53号様式）により行うものとする。

- ① 道路・河川・排水路等の浚渫及び除草、清掃工事
- ② 数ヶ所をまとめた軽微な維持補修工事
- ③ 建築物・構造物の解体、撤去のみの工事
- ④ 緊急、災害時などの応急的な復旧工事
- ⑤ ポンプの取り換えなど部材の取り換えのみの修繕工事

## 第5条関係（評定の方法）

1) 第2評定者（主管課長）は、工事経過把握及び監督員の指導、管理等のため、第1評定者の評価内容を確認、点検を行った上、工事成績採点の手順に従って評価するものとする。

2) 第3評定者（検査員）は、最終的に完了した工事を引き取るための責任ある立場であることを認識し、出来ばえ等の評価においては、第三者の見地から慎重な検査により評価するものとする。

3) 評定表等とは次のものを言う。

- ・工事成績評定表（第3号様式）
- ・考查項目別集計表（第3-1号様式）
- ・考查項目別採点表（第3-2号様式）

4) 評定の手順は別紙「工事成績採点の手順」に従い行うものとする。

なお、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

5) 契約金額が130万円超～500万円未満の工事については、工事成績評定表（第3号様式）のほかに考查項目別採点表（第3-2号様式）のみを作成する。（考查項目別集計表・第3-1号様式は省略する。）

また、評定は考查項目別運用表を参考にして作成し、工事成績評定表の様式は500万円以上のものと同一とする。

## 第10条及び第12条関係（評定結果の通知及び回答）

1) 契約権者の通知及び回答は、会津若松市工事成績評定要領によるものとする。

## 第11条関係（評定の修正）

1) 修正する必要があると認められる場合とは、評定通知後、住民からの苦情・紛争等及び検査員が検査時において気づかなかった事項（引き取り後の構造物・構築物の破損等手抜き工事の発覚、工事が起因と思われる構造物・構築物等への影響等）が明らかになった場合であり、また修正する必要があると認められる期間は、原則として「会津若松市工事請負契約約款」第41条2項に規定している、かし担保期間の範囲内とする。

2) 修正の是非の判断は、主管課長と契約検査課長が協議の上決定するものとする。

3) 契約権者は、前項の修正が必要と決定された場合は、遅滞なくその結果を、理由書（任意様式）を添付の上、当該工事の請負者に通知するものとする。なお、通知事務は、主管課において行うものとする。